

## 令和3年度第2回森林環境保全基金運営委員会 会議録

- ◎開催日時 令和4年2月18日（金）9：30～11：40
- ◎開催場所 高知城ホール「中会議室」
- ◎出席者 委員：飯國芳明委員長、松本美香副委員長、井上有加委員、近藤純次委員、岡村好文委員、堂本真実子委員、福田健志委員、山本紫乃委員  
（欠席：下元俊之委員、立石憲生委員）  
事業担当課（説明者）：木材増産推進課 谷脇課長  
鳥獣対策課 山崎課長  
林業振興・環境部 中村部長  
事務局：林業環境政策課 三浦課長、高橋課長補佐、西岡主幹

### 1 林業振興・環境部長 挨拶

### 2 報告事項

令和3年度森林環境税活用事業の中間報告【資料1】及び令和4年度森林環境税活用事業予算案【資料2】について

#### 【木材増産推進課（事業：R3-1, 2, 3）報告事項説明】

（委員長）

ご説明ありがとうございました。このご説明について、ご意見等がありますか。

（副委員長）

令和4年度からの針広混交林化に対応して上限をなくすということは大変良いことだと思います。一方で、市町村の補助の動きとして独自財源があり、県内の市町村でも使えるお金にばらつきがあるので、どこもがやれるわけではない中で、県が一様にできるようにしないといけないという難しさと、担い手に限界があって、どこかが一生懸命やるとどこかが減るといのが顕著に出ているのだと思います。その中で、担い手自身を増やしていくところに、ある種集中した方が、全体としては良いような部分もありつつ、セーフティネットとして県下全域に同じような支援が受けられる状況を作るという難しい位置にあると思いますが、どのようにお考えになっていますか。

（木材増産推進課）

当課としては、今おっしゃったように最低限でも様々な市町村が使えるものをベースに整備をしていきたいと考えています。一方で、担い手の数が変わらない状況であれば、材価の動向によって搬出間伐をやったり、令和2年のようにコロナで落ち込ん

だときには保育間伐をやったりというような状況になってしまっています。

森林環境税の枠ではありませんが、県の森づくり推進課で、これから議会もありますが、担い手育成の新たな事業についても議論をしていくことにしています。1年、2年ですぐに解決ということにはなりません、担い手の育成や確保といったことは非常に大事なことで考えていますので、じっくりと取り組んでいきたいと考えています。

(委員長)

補助金に関して、担い手のゼロサムゲームのようなことが起きているのだろうと思います。

冒頭に四国銀行さんとの連携ということで県の事業の紹介を作っていただきましたこと、の説明もありました。大きな一歩だと思っていますが、何か補足がありますか。

(委員)

銀行でも一度、支店に周知しようとしたのですが、銀行に来るのは相続のお客が多く、その方たちは手放したいという意向の方が多く、山を手入れしたいとか間伐をしたいという気持ちを持たれている方は少ない状態です。

銀行がそのような話をするところではないので、ニーズを聞き取れないということもあると思いますが、年金などの面から行員に周知していくと、もっと広がって周知しやすくなるのかなと思いました。今後も引き続きご協力させていただきたいと思えますし、ご相談にも乗っていただけたらと思います。

(委員長)

ありがとうございます。ほとんどが手放したいということで、やや衝撃的なお話しではありました。

他になければ私から質問させていただきます。公益林の保全事業に関してはニーズが多かったと記載されているものの、来年度の予算が減っていますが、どういう考え方になるのでしょうか。

(木材増産推進課)

要望は、若干とはいえ減っています。全体としては、森林環境譲与税、県の事業と連動しているものもあれば、市町村が独自でやっている事業もあります。その中で、事業者の方がどちらを選択するのかということもありますので、少しその部分の影響が出ているのではないかと考えています。

一方で、市町村の自主性、独自性を発揮してもらいたいと考えていますので、そういう面では様々な事業の組み立てがあり、相談に乗りながら進めていきたいと考えています。

(委員長)

公益林保全整備事業に中間評価の説明の中で、288ha の目標に対して、371ha の要望があると書いていますが、余っているように見えるのですが。

(木材増産推進課)

資料にはありませんが、今年度の最新の状況では 251ha に落ち着きそうだということです。中間時に要望を取った際には、378ha の要望をいただきましたが、その後精査をしていく中で 251ha、90%程度の執行になりそうであるという状況です。

理由としては諸事情あると思いますが、この事業の中に、環境税は使っていませんが、メニューとしては搬出に関する事業もあり、そちらの事業が伸びていますので、材価の関係もあり、材を出す方に移ってきているのではないかと思います。

(委員長)

ありがとうございます。森林環境譲与税の影響が明確に出始めているということでは、後半の議論につながることもあるのではないかと思います。

他にありませんか。

#### 【鳥獣対策課（事業：R3-5-1, 5-2, 5-3）報告事項説明】

(委員長)

ご説明ありがとうございました。このご説明について、ご意見等がありますか。

(委員)

シカの対策について、令和2年度の事業評価でも記載したが、個体数の管理と、防除柵を張ることと、森林環境整備の3本柱でやらないといけないということは一般的に言われているが、捕獲に偏って事業を行っている印象を受けます。これから再造林をしていかないといけない場合に、柵に対する補助や、柵を張るのにもコツがあり、きちんと張らないと意味がなくなるが、そういった技術指導について、今後森林環境税を活用していくのか、別の方法を取るのかについて教えてください。

(鳥獣対策課)

おっしゃるとおり、森林環境税を活用して実施する事業は、捕獲対策の事業になっています。それは、農林水産省の補助事業の中で、防護柵の設置や、環境整備のための補助金が「鳥獣被害総合対策交付金」という形でありますので、対策としては、現在はそちらの方を使っています。ただ、おっしゃるとおり捕獲だけでは被害は減少しないというのが、現場を含めた認識です。防護柵も個人の方が1つずつ張ると効率も悪いですし、県では平成24年度から鳥獣被害対策を本腰を入れてやっていますが、

集落単位で話し合っ、防護柵の設置をしてもらう形をとっています。その中で、防護柵の設置にも工夫していただいていますし、設置してそれで終わりではなくて、メンテナンスをしないとすぐ効果がなくなってしまうので、勉強会をしながら集落単位で進めるようにしております。また、市町村の方にもその部分については理解をして、一緒に取り組んでもらいたいという思いもありまして、市町村の方に対して地域リーダー研修会に継続して参加していただき、組織的に取り組んでおります。ただ、1つの集落がうまく囲って被害がなくなっても、隣の集落に被害が出るということがあるので、そこを面的に広げていくという取組を現在行っています。

(委員)

林業で再造林した箇所についても支援があるのでしょうか。

(林業環境政策課)

木材増産推進課で所管していますが、補助メニューがありますので、そういった補助メニューも活用しながら再造林を進めていくという状況です。面的に囲うネットにするのか、1本ずつ囲うかなど、様々な手法があるが、事業体の方からお話しを聞くと、被害が拡大しているという点と、資材を山の上まで上げることがしんどくなっていると聞いている。県として大型のドローンの活用などにより、林業事業体の支援を進めているので、今後も事業体の方と情報交換をしながら、進めていきたいと考えています。

(副委員長)

令和2年度の事業評価の意見として、国有林での捕獲は林野庁の範疇ではないかという意見が出されていますが、林野庁との協議など経過があれば教えてください。

また、シカの個体数調査のデータについて、ただ公表するのではなく、県で進めている森林データベースの中で、危険度の濃淡をシートで反映されるような形であれば、鳥獣対策のネットをどのようにするかであるかといった、林業現場で反映できる対策として有効なデータだと思っておりますので、データベースのリンクを庁内で検討いただければと思います。

(林業振興・環境部長)

データ測定の結果については、デジタル化し、クラウド化していこうとしているが、その中に様々な情報を乗せていこうとしているので、1つの画面でというのは難しいかもしれませんが、例えば2画面で見ることができるようにするなどの工夫は可能だと思います。後は、鳥獣のデータがデータベース化できるかどうかという部分ではないかと思えます。

(鳥獣対策課)

部局間での連携は考えていかなければならないと思っています。具体的にどこまでできるかについては、林業部局と検討しながら進めていきたいと考えています。

(林業振興・環境部長)

紙のデータを林業事業体に渡すということであればすぐできると思いますが、それはできるのでしょうか。

(鳥獣対策課)

調査報告について、まず紙ベースのものを林業とも共有して、すぐできる対応やどういった活用ができるかということを検討できればと思います。

(林業振興・環境部長)

活用策が決まらなくても報告を共有することは問題ないんですよね。

(鳥獣対策課)

はい。

また、市町村ごとの令和2年度末の生息数を推定するようにしていますので、市町村ごとの森林面積で割れば、シカの生息密度も推定できると思います。

(林業振興・環境部長)

メッシュデータはないのでしょうか。

(鳥獣対策課)

ベイズ推定ではメッシュごとの調査はしていません。

統計的な手法ですが、シカについては、糞粒や糞塊の調査をベースに、シカの捕獲頭数などを組み合わせて統計を取っていますので、ピンポイントでこのエリアの中にシカが何頭いるかといった細かい推計値にはなっていません。

林業の現場では、例えばこの10km四方ではシカが多いから、そこを優先的に柵で囲うなり、1本ずつ苗木をカバーするといった対策をとることがデータの活用としては良いのですが、そこまでの推計値にはなっていません。統計のもとになる調査をどこまでやるかというところから考えていかないと、今の調査データでは難しいと思います。

ですので、まず現在、調査報告として出てきているデータを林業部局にお渡しをして、それが現場でどういう活用ができるのかというところを考えていただくことが先かなと考えています。

(委員長)

市町村単位であればできるというところがわからないのですが。

(鳥獣対策課)

県内を中央部と四万十川流域と東部の3つのブロックに分けて、推定しています。

市町村単位という言い方が誤解を招いたかもしれませんが、例えば大川村の状況がどうかといったやり方をしているわけではなく、そのレベルの推定しかできていないので、ピンポイントでの活用は難しいのではないかと思います。

ただ、以前のデータと比較すると、以前は東部と西部にはシカが多く生息し、高知から嶺北までの中央部では少なかったですが、中央部にもシカが増え始めたという状況がデータで見えてきています。ただ、情報はそこまでで、どこの市町村が増えてきたというデータにはなっていません。

(委員長)

わかりました。ブロックごとで把握しているということですね。これを市町村ごとで出そうとなるとかなりのお金がかかると思うので、紙でもいいので、メッシュが小さくなると良いなと思います。

(副委員長)

先ほどの説明で、実用段階とは齟齬があるということはわかりましたが、林業現場の業務の中で得られるものが分析に役立つような形で、別のアプローチからの検証をやった方が場所の特定につながるように思うので、別のアプローチも検討してみてください。

(鳥獣対策課)

ベイズ推定は広い範囲の推定には便利ですが、昨年度、森林環境税を活用して県内110箇所を糞粒法で調査を行いました。狭い範囲については、糞粒法のデータを用いて過去と現在を比較するなどの活用ができると思います。

林業部局からもご意見を伺いながら考えていきたいと思っています。

(委員長)

先ほどの提案は、現場の情報を取り入れてはどうかというご意見だと思います。

(林業振興・環境部長)

再造林をしないのは、植えたとしてもリターンがないというのが主たる理由だとは思いますが、ご提案は、一度植えたものの育たないものがあり、その理由として食害があるのであれば、それを共有するという事だと思っています。若干コストやマンパワー

がかかるかなと想像する部分もありますが、アンテナは張っておきたいと考えています。

(委員長)

是非ご検討いただきたいと思います。調査にはかなりお金がかかるので、現場で情報が入り、まわるようになれば画期的だと思います。

国有林については林野庁で対策をするべきではないかという部分、林野庁は以前できないという回答をしていましたが、その後はどうなんでしょうか。

(鳥獣対策課)

林野庁で全ての国有林の対応をするのは難しい状況だと聞いています。そのような中で、国有林ではありますが鳥獣保護区として指定している箇所でもありますし、林野庁が対応できないからといって何もしなければシカが増えていくので、この事業で実施しているところです。役割分担というよりはお互いに協力しながら広いエリアでやっていこうということで考えています。

(委員長)

1点だけ。この前も少しお話をしましたが、猟友会の組織が今どうなっていて、外の人たちとのつながりがどうなっているのかが気になっていて、猟友会が閉じている感じもありますが、それについてのコメントや、今後どうしていくかについてアイデアがあればお願いします。

(鳥獣対策課)

ご指摘のとおり、有害鳥獣の捕獲を担ってくださっているのは狩猟者の方ですし、高知県の場合、その大部分の方が地区の猟友会に入っています。県が被害対策を推進するときには、いつもご協力いただいています。委員のご指摘のように、新しい会員の確保は全国的に課題だと思っています。65歳以上の割合が非常に高く、このままいくと、有害鳥獣の捕獲を担っていただける方がますます減っていくのではないかと危機感を持っていますし、猟友会でも同じ意識を持っています。ここ数年の動きを見ると、県の猟友会に青年部をつくっていただき、その青年部の方が地区をまたいで情報交換や勉強会をしています。情報発信という点では、若い方から話をした方が身近に感じてもらいやすいということで、先日開催した狩猟フェスタでも、青年部の方がブースを出して、少しでも興味を持っていただけそうな方に話をさせていただいたりしています。

また、地区の猟友会で、ベテランの方の技術の継承が重要だということで、技術のある方からマンツーマンでの技術指導をここ数年やっていただいています。森林環境税は使っていませんが、県としても狩猟者の確保についても事業を実施しており、そ

の大部分は県の猟友会や地区の猟友会に協力していただいております。

ご指摘のように、狩猟者の中には、これまで自分たちが中心でやってきたんだというご発言をされる方もいるとは聞いていますが、それが総意というわけではないと認識しています。

(委員長)

どの猟友会がどのテリトリーを持っているのか、また、人数や年齢構成などのデータがあれば、見せていただければと思います。

### 3 県の森林環境税の今後のあり方について【資料4】

#### 【事務局説明】

資料にまず、第5期に向けた検討課題ということで記載をしていますが、県の森林環境税は、全国に先駆けて平成15年度に導入させていただき、課税期間を5年間と定め、5年ごとにその都度、議論や検討をしまして延長させていただいております。

現在は第4期目に入っております。来年度、令和4年度がその5年目の最終年度にあたります。そのため、令和5年度から県の森林環境税をどうしていくのかということについて、現在検討を進めているところです。

特に今期につきましては、国でも森林環境税及び森林環境譲与税が法制化されまして、既に令和元年度から各自治体に対して譲与税の配分が始まっていること、また、国におきましても、脱炭素、カーボンニュートラルの推進を国をあげて進めていくという動きになっておりますし、県におきましても、昨年12月に知事がカーボンニュートラルの取組を進めていくと発言をしておりますように、この取組を進めていくために森林の持つ二酸化炭素を吸収するといった機能が注目を浴びているところです。このような森林環境税を取り巻く情勢の変化を踏まえまして、今後どうしていくかの検討が必要だと考えています。

2つ目の段にあります、県の森林環境税の今後の方向性についてですが、高知県森林環境保全基金条例第1条に規定のある「県民のだれもが享受している森林の公益的機能の低下を予防し、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全に取り組む」ことの必要性は、今後ともますます高まっていると考えています。また、森林保全を通じたカーボンニュートラルの取組など、新たな課題に対応するためにも、県の森林環境税につきましては、令和5年度以降につきましても、ぜひ活用させていただきたいと考えています。

3番目の森林環境税の用途の整理についてですが、これまでも説明をさせていただいております左側の表が現在の整理となっており、右側の表が令和5年度以降にこのように整理を行いたいという案です。

相違点についてご説明をしますと、まず「(ア) 森林整備」についてですが、木材

増産推進課からご説明をしました保育間伐などの事業につきましては、国の森林環境譲与税を活用するという事で位置付けを変えたいと考えています。

当初、国の森林環境譲与税につきましては、森林経営管理制度に基づく事業を対象とすることと考えていましたが、令和元年12月に国から各自治体に、国の補助事業の上乗せに活用しても良いので、森林の整備を進めて下さいという内容の通知が出されました。それを受けて、各自治体がそれぞれの判断において、様々な事業に展開できるようになり、森林環境譲与税を活用できる事業が当初の想定よりも広がってきています。こうしたことから、県の森林環境税を活用したハード事業につきましては、その使途が重複する部分が出てくることや、各市町村に譲与される森林環境譲与税の額も今後増額されていくことから、森林環境譲与税で対応させていただきたいと考えています。

「森林経営管理制度とは対象を異にする森林の整備」の「※2」の部分の部分が国の通知によって使途が拡大されている部分で、その部分について、森林環境譲与税を活用させていただきたいという内容になっております。また、「※3」につきましては、森林・山村多面的機能発揮対策支援事業という事業があり、元々は国が単独で実施していた事業でしたが、地方にも財源を負担してほしいということで制度が変わり、現在は県と市町村で一定の割合を負担しています。そして、その財源としまして、県の森林環境税を活用させていただいています。こちらの事業に関しては、地方負担分については特別交付税措置がされていることから、森林環境譲与税の使途としては適さないということで、県の森林環境税を引き続き活用させていただきたいということで記載しております。

次に「(イ) 森林整備の促進」の部分です。いわゆるソフト事業になりますが、こちらについては、現状と同様に引き続き県の森林環境税を活用させていただきたいということを記載しております。特に学校現場、教育の現場、子どもたちへの普及啓発というものは、県内の全域で引き続き実施をしていきたいと考えています。

県も国から森林環境譲与税の譲与を受けておりますが、県に譲与される森林環境譲与税は、当面の間は市町村への支援ということで、森林情報のデジタル化、また、これをクラウド化することで民間の事業者の事業にも役立てていただきたいという事業に、かなりの部分を活用しています。

また人材の確保、育成の部分についても、各市町村にお任せする形では、特に県外からの就労希望者を確保していく点では難しいこともあるかと思っておりますので、そこは県として取り組むべきということで、人材育成の部分についてもかなり事業化をしまして、その財源に森林環境譲与税を充てていくことを考えております。これらの事業により、県が譲与を受ける森林環境譲与税は枠がいっぱいになり、普及啓発事業の財源がなかなか確保できないところがありますので、普及啓発については、引き続き県の森林環境税を活用させていただきたいと考えております。

今後のスケジュールですが、今、県庁内部で今後の方向性を検討しており、早々に

内容を決めさせていただきたいと思います。8月に県民世論調査や企業アンケートを実施しまして、県民の皆さまの声を聞いていきたいと思っています。そのような形で、方向性や内容を固めまして、10月頃にパブリックコメントを実施し、今後の方向性に関する報告書をまとめまして、県議会にも報告をさせていただきたいと考えています。その後、おそらくですが、2月議会において期間延長の条例改正について議会にお諮りする形になろうかと考えています。

当委員会におきましては、必要に応じまして、その都度、進捗についてご報告し、ご意見を賜りたいと考えています。

一番下に記載している他県の状況ですが、今年度に課税期限を迎えます9県につきまして調査をしまして結果を記載しています。他県につきましても、名称は様々ですが、税額や課税期間を変更することなく延長されるとお伺いしています。

説明は以上です。

(委員長)

森林整備については森林環境譲与税に預けると考えて良いのでしょうか。

(林業振興・環境部長)

資料左側に示している表は、従来示していたものですが、国会での議論を見ても森林経営管理制度の趣旨を踏まえ、それに基づいて市町村が行う公的管理のための事業に充てるという答弁がされており、それを踏まえて従来の整理をしていました。

その後、令和元年12月に出された国の通知によりフェーズが変わったと考えていますが、森林環境譲与税を前倒しして増額して配分することを国が決め、森林経営管理制度に基づく事業以外に充てても森林整備を進めてくださいというニュアンスの通知が出ています。そのため、これまでの整理を続けていくと、森林環境譲与税と県の森林環境税を同じ部分に充てているのではないかという議論を惹起するのではないかということになったという状況です。

ただ、他県では、用途の重複についてはあまり整理しないまま継続しているところがトレンドのように感じますが、我々は国税で充てられる部分はなるべく国の森林環境譲与税を充て、法の趣旨から言って用途を拡大しても国税を充てることが適当でないと思われる部分は県の森林環境税でやっていく。そして広域的な普及啓発の部分に注力をして、しっかりと対応をしていきたいと考えています。

(委員長)

何かご質問はありますか。

制度の絡みがあってかなりややこしい部分もあると思いますが、そこも含めて質問していただいた方が良くと思います。

(委員)

森林環境譲与税はハードの部分に使えるようにするということですが、市町村で用途を決めるということで構わないのでしょうか。

(林業振興・環境部長)

森林環境譲与税は国が集めて市町村と県に配分するものです。用途については、法令の中で限定していますが、「森林整備」と「森林整備の促進」であれば充てられることになっています。

(委員)

安芸市で山を管理しているのですが、作業道の維持管理にも費用がかかります。毎年豪雨が発生している状況で、維持管理にも充ててほしい旨を安芸市に要望しましたが、森林環境譲与税がフリーハンドで使える税という話がある一方で、役所内で話をして、議会に上げてという段階を踏み、細かい中身を決めないと使えないという話を聞きますが、やはりそういった手続になるということでしょうか。

(林業振興・環境部長)

議会にかけるという話であれば、使うようにするためには予算化や事業化をしなければならず、すぐに使えるということではないので、そういった趣旨で言われているのではないかと思います。

(委員)

県から交付金での配分があったりするとも思いますが、それも同じでしょうか。

(林業振興・環境部長)

交付金であっても自由度は高いですが、議会での承認や庁内での意思決定が必要となりますので、そこは同じです。自由に使えると言っても、使うための手続は必要になります。

(委員)

林業の専門家でないのでわからない部分もありますが、県の森林環境税が今後重視するのは普及啓発や利用促進の部分になるように思いますが、これまで関わってきて思うのは、取組の重要性はわかりますが、どれだけやればやりきったと言えるのが全体としてわかりにくいと感じています。

例えば森林整備はどれだけやれば良いのかといったことが示されていれば、森林環境譲与税が新しくできても、高知県はここを目指しているから、県の森林環境税を残すということを伝えやすいと思います。ブランド戦略のような形で県民がわかりやす

いような目指すべきところに対して森林環境税を充てているということを発信していれば、県民の意識も上がり、普及啓発も成功と言えるのではないのでしょうか。

また、森林整備の部分で担い手が不足しているという話が出ていますが、移住希望者で林業をやりたい人は以前から多く、今でも減っていない状況です。担い手が足りないのであれば、林業は事業者が担ってもらい、隙間部分はそういった関心のある人に担ってもらうような支援策を県が行うような、視点を変えた取組が必要ではないかと感じました。

(委員)

四国銀行では、以前から森を持ったりして活動していますが、去年から新しく県と香南市と協定を結び、のいち動物公園の里山整備を行っています。その中で呼びかけを行っても、若い人や一般の人からすると、ヘルメットをかぶって整備をするというのが自分とかけ離れているという感覚を持つようです。山や森林に楽しいイメージを持ってもらえるのが良いと思うので、高知県にこんなに森があり、こんな取組をしているということを戦略的に表に出し、県の森林環境税がこんなことに使われていると示すことで、山に親しみを覚えてもらえるのではないかと思うので、私たちも積極的に進めていきたいと思います。

(委員長)

先ほどのイメージ戦略と少し重なるお話をいただきました。昔はヘルメットを着るのはちょっとカッコいいだったが、今はめんどくさいになってきていて、少し形が変わっているようにも思います。

(委員)

森林環境譲与税を使った動きについては、例えば四万十市では全然見えないように感じています。県民にもあまり見えていないのではないかと思います。県は市町村の状況について、助言や指導をしていると思いますが、現在の状況をどのように捉えているのでしょうか。

(林業振興・環境部長)

先日の高知新聞にも、国民から集めた森林環境譲与税が5割程度、基金として積み立てられているという記事が出ました。

冒頭にもお話ししましたように、森林環境譲与税は、導入時の議論では、森林経営管理制度に基づく事業に使うという認識がありましたが、この制度が始まったばかりであったため、使い先がなかなかなく、令和元年度、2年度はそれ以降の事業のために基金に積んでいるという状況でした。令和3年度の予算で見ると、基金積立はかなり減っており、実際の整備に使うというのが実態となっています。森林経営管理制度

以外にも使って森林整備を進めてくださいという通知が出たこともあり、実際の整備を行うような流れとなっています。

(委員長)

先ほど委員からご指摘があった、県の森林環境税が何を指すのかというところが難しいところです。制度の結果として普及啓発やシカ被害対策などを残すということになっていると思います。しかし、そこで何を指すのかというところは、ここで議論をしていただく必要があります、大事なところだと思います。

今まで森林整備で約半分使ってきたものを、森林環境譲与税として十分なお金が来ているので、そちらにお任せして、普及啓発や利用促進、シカ対策に関する事業を行うということです。この考えは、引き算で残ったという部分を県の森林環境税で賄うというものですので、どういう戦略を示すのかがとても重要になります。こちらの意見や戦略を伝えていくことは賛成という議論になってきていると思います。発足当時の議論と重なっているところがあり、県民みんなに関心をもってもらうためにどうするかという話にも思えます。

この委員会では積極的に続けるという意見が強いと思います。しかし、引き算の議論になってくるのであれば、やめればいいのかという議論も出てくる可能性もあります。したがって、これから何を指すのかという部分をまた議論いただければと思います。

(委員)

私は県外から高知に引っ越してきましたが、高知の人は皆、高知県の森林率が84%と言えるのに感心しました。県の森林環境税も全国初で先進的に行ってきて、これから市町村が自分で考えてやっていくときにお手本になるようなこれまでの積み重ねがあると思います。森林整備に関しては国も言っており、市町村もある程度何をすれば良いかが分かる状況になっていると思いますが、逆に普及啓発に関する事業についてはアイデアがない市町村が多いのではないかと考えているので、そちらに力を入れていくことには意味があるのではないかと思います。

その意味では新しいアイデアをどんどん出していけるような森林環境税になった方が高知県らしくて良いのではないかと思います。

県民に柔らかくイメージを伝えられることも大事だと思うので、事業の名前についても、「シカ対策」ではなく「自然との共生事業」や、森林環境教育も「人を育てる事業」などとするなど、ネーミングも変えた方が良いのではないかと思います。

木材利用に関しても、炭やバイオエネルギー、また、森林にもっと入りやすくするため森林浴などソフト面の事業も開発したら面白いのではないかと思います。

(委員)

目指すものというところで、担い手の育成に絞ってお話をしますと、30年、森の保育をやってきましたが、子どもたちに変化が起きていて、その1つが目の働きが弱くなっていることがあります。

昔であれば、小さいものを「見て見て」と言って持ってきていましたが、今はドングリを見つけてみようと言うとすごく時間がかかります。これには2つの要因があって、1つは電子刺激を受けるばかりで自分で何かを見ていないことと、もう1つは、物事を注視するのに関わる平衡感覚が問題になっています。そのような世代が今後担い手になるので、これからは体験の質が重要になってくると思っています。

保護者と専門家を交えて森の整備を年に2回やっていますが、60代の方が一番目が働く。瞬時の判断の速さが全く違う。安全管理や危機管理で働かなくなるとかにも関わってくるので、今後問題になるのではないかと考えています。

担い手の問題はもう1つあって、憧れをどう形成するかが大変大事になると思います。林業の方々は職業の魅力を伝えられるのかと考えているところです。以前、イノシシが出たときにワナをお願いしたことがあったが、何日もかからなかったので、別の方を呼んだら一発で仕留めました。それを見たときに技術は大事だと思ったし、どこにワナを仕掛ければ捕まるのかというのは楽しそうと思ったので、そういうところで猟師にも興味を持つかもしれないと思いました。そのような楽しさを伝えられる仕組みがあれば、担い手を育成するターゲットを狭めていけばいいのではないかと思います。

(委員長)

子どもの話には説得力がありますね。スマホなど刺激を受けることに慣れてしまっただけで自分で動けないという視点で、そういうことを含めた森林に関する議論は、今まで議論されたことはないのではないかと思います。また、憧れの形成は1次産業の振興に関しては大いに検討すべき論点だと思っています。

(委員)

目の働きだけでなく、今の子は葉っぱなどを触らないので触覚の問題もあります。ただ、機会がないだけで少し経験すればできるので、その機会が必要だと思います。

(委員長)

貴重なご指摘だと思います。他に何かありませんか。

(副委員長)

資料4は、国の森林環境譲与税と県の森林環境税のことを書いていますが、造林事業などのそれ以外の既存の事業は変わらないということではないですか。

(林業振興・環境部長)

そのとおりです。補足すると、新しい税を取るのだから既存の事業には充てないでくださいということを国が言っていて、森林環境譲与税と県の森林環境税の関係として、国が森林経営管理制度以外の事業にも充てられるようになったので、幅広く使ってきた県の森林環境税の用途を整理しようとしているものです。

(副委員長)

それであれば、国の造林事業があって、市町村が余裕の有無や必要性に応じて、出す出さないを決めるような感じになると思いますが、今の県の森林環境税の事業には国の制度に上乘せを行っている部分もありますよね。ということは、国の補助事業が抜けている部分もあるし、高知県の事業体の能力値では少し足りない部分もあると思いますが、その中で県の森林環境税が引いてしまうと、抜けが出てくることと、事業体の生産性が変わっていないのであれば、事業体にとって厳しくなることも市町村によっては起こり得るという点が1つ懸念される部分としてあります。事業体が事業を円滑に、持続可能な状態で実施できる最低限度の補助の状態に至っているのかが、森林整備から手を引くに当たって少し気になる部分です。

今回、「もりりん」のアンケートへの反応が低いですが、テーマを見ると楽しいということが感じにくいのかなという印象がありました。今回卒論で、薪の流通についての論文を書いた学生がいたが、キャンプの人数が厚くなってきて、活発にやられているということをキャンパーから聞いたが、そのときに薪利用を必ずするという人が多かった。薪については、それ自体にリラックス効果がありますが、災害対策としてのキャンプ、家で住めないときにストレスをあまり感じないようにするためにキャンプで夜を過ごすということを30代前後の県民が気にしている。災害対策を含めて森林を楽しく活用する中で防災意識を高めてもらったり、森林との付き合い方というところにもっていくということが、楽しい森林という部分につながるのではないかと思います。

山に入ってキノコ探しやドングリ探しをするとしたときに、経験がある人は見るポイントがわかるので、楽しいと思える部分がありますが、子どもも含めて何も知らない人は何を見れば良いのかわからないので、戸惑うし面白くないと感じてしまう。何もないというが、それは自分が面白さの見つけ方がわかっていないからであり、それを誘導するような部分を「もりりん」に担ってもらいたいと思いました。

また、資質という面で見ると、最近の学生は正しさ探しををすることが多いです。大学に入ると、正しい回答ということがあるものではなく、探っていくんだということを学ばせるはずなのに、皆が正しい回答は何かと聞く。その辺りは小中高でやってほしいのですが、森林環境教育を中学校でやっていますかと聞くと、やっているという回答が結構多い。理科と社会などで「防災」と「SDGs」と「森に親しむ」ということをやっており、その中で森林を取り扱っています。ということは、座学をメインで

取り扱っている部分もあると思いますが、副教材を提供するなどにより浸透するチャンスだと思っています。先生は忙しいので、自分たちで準備をするのは難しいという状況であるので、中学校の先生にあまり負荷がかからない状態で使えるものをどう用意できるかが大事で、その部分の支援を行うのが良いと思っています。

果たす機能の見直しという面では、たくさん仕事を持つような移住者に対して、森林の仕事の一部をより分けて渡していくという見直しをやることも大事かなと、委員のご発言を聞きながら感じました。

香美市や他自治体の森林環境譲与税に関わって思ったことは、異動もあるためとは思いますが、市町村では森林に対してこうありたいという思いを持っている人はほぼいないということがわかりました。市としてどうしたいかという間に答えが返ってくるようになるまで2年かかりました。

今、香美市では、市がやりたいことに対して事業化するために補助金額や補助対象といった必要な検証を委員会を設けて支援しています。また、市がやりたいことはもちろんですが、市民を巻き込みたいということで、市民がやってほしいことを市に投げてもらってサイクルもつくることにしました。市民から投げられたものも良さそうであればそれも検証し、実現化させる。事業化するにも市民に説明できる制度にする必要があるので、最初に委員からご発言がありましたけれども、すぐに対応することは難しいですが、受給される側の人にも入ってもらい、こういう制度なら動きやすいということを言ってもらい、また、そういう方と、市とのパイプづくりも一から作り上げることをやっています。こういうやり方を意識的にやっていくことが大事だと思っています。

市町村の動きが見えないということであれば、森林環境譲与税は国民全員から徴収しており、説明責任が大変強いものだと思いますので、市民の側から参画し、関わりを相互に持つということも非常に大事だと思いますし、それが市町村で難しいのであれば、県の普及啓発の一環としてその中で何かできないか、若しくは情報交換会などのような形が取れないか思います。

#### (林業振興・環境部長)

これまでの説明で2点補足したいが、森林整備について、性質的には県の森林環境税から市町村に移るということになりませんが、金額的には県の森林環境税は1.7億円が上限で、そのうち0.8億円程度を整備に充てています。森林環境譲与税が市町村に新たに20億円入ることになるので、それを使って森林整備を進めていくことが効率的であるだろうし、様々なご意見が出ましたが、県の森林環境税はソフト事業に充てていくことが良いのではないかと考えています。

ただ、ご指摘のように市町村によって使い方には差が出てくる可能性があります。県の森林環境譲与税の使途として市町村支援があるので、そういった中で助言をしながら差が出ないようにしていきたいと考えています。私の方でも各市町村をまわって

いると、林業に対する熱意には市町村ごとで非常に差があると感じています。市町村として林業専門の職員がいないというお話もありますが、市として農業や水産業を優先するという市町村もあります。そうした中で森林の持つ公益的機能からのアプローチであれば理解をしていただけるので、そういったアプローチも含めて指導、助言をしていきたいと考えています。

(委員)

建築側からの意見ですが、今年はウッドショックだけでなく、全ての資材が値上がりして、厳しい状況となっています。そのような状況の中で、県産材の補助金はありますが、国費を財源としているので、国の「こどもみらい住宅支援事業」との併用ができないといった使いにくい部分があります。そうすると県産材の補助金よりも補助率の高い補助金を選んでしまうことになるので、使われなくなるのではという不安があります。公共施設に関しては、県の森林環境税でも利用促進で補助を出していますが、住宅に対する補助金や、小規模な商業施設、民間の方が建てられるような木造施設にも補助があれば良いかと願っています。

市町村でも木材利用には取り組むと思いますが、市産材や町産材に限定されるとそれが無い市町村もあるので、県でカバーしてもらえると良いのではないかと思います。

(林業振興・環境部長)

方向性は共有していると考えていますが、これも県の森林環境税でやるのか、市町村の森林環境譲与税でやるのかという部分があります。森林環境譲与税は20億円程度あり、市町村でやると小回りもきくし、手厚くできる部分もあるので、市町村の優先順位もあるとは思いますが、指導助言の中で働きかけていきたいと考えています。

ご指摘もありましたが、県でも県産材の利用補助の事業があるので、使い勝手の部分や広域的に取り組む部分についてはしっかりと検討していきたいと考えています。

(副委員長)

市産材や町産材の縛りのお話がありましたが、今、高知県木材協会と組んで、サプライチェーンマネジメントの中で、設計の段階で構造建築士に入ってもらい、製材業の方などから規格の限度を事前にお話しいただき、それを踏まえて、この規模までなら町産材、これなら県産材といった形の木材調達をできる仕組みを作りあげてきています。町産材にこだわるならこのような設計になるけれども、もっと広げたいなら県産材にしましょうといった、できるだけ県内の、また、できるだけ小さい範囲での木材供給を実現する仕組みとして進めていますし、来年度には県でも支援を考えていただいているように聞いています。

(林業振興・環境部長)

おっしゃるとおりで、来年度に環境不動産という取組をやろうと考えています。木材は二酸化炭素を固定化するというメリットがありますが、地域材を使うことがカーボンニュートラルには最も有効であるという考え方や、地域の雇用や経済波及を考えると、地域の木材を地域で使うことが環境不動産として価値があるという評価を公定力のあるものにしていこうという取組を来年度実施しようと考えています。そうした取組により、地域の材を使いやすく、かつ、消費者に安価に提供できる仕組みとなっていけばと考えています。

(委員長)

今日はこれまでにないような視点もあり、様々な意見をいただくことができたと思っています。また、今後の方向について、森林環境譲与税との間で任せる部分もあり、引き算的に何ができるかという部分もあったかと思いますが、最終的に何を指すのかという問いかけがありました。重い問いかけだと思いますし、それをどう見せるのか、どこを評価するのかということも、同時に問われていることだと思います。

また、議論の中では、豊かさや人づくりといった、森との距離を縮めることへの意見が出され、子どもの変化に関する意見やイメージづくりといった点でもご意見がありました。戦略的というお話もあったと思います。

教育の変化に関する意見も出されました。私も他の委員会で知ったのですが、小学校ではここ1～2年で大きく変化があり、カリキュラムマップといった大きな図を作りながら、科目と科目の間をどう連携するかという話が本格的になってきています。中学校では難しいという話を聞きますが、高校でも動き始めました。これらとも連動しているようにも思いました。

一方で、環境不動産やIターンの就業先をどうするのかといったような産業施策の話も出てきました。多くの話がイメージの問題や、ソフトの話に関わってくると思いますが、お話を聞いていると、高知県民が県の森林率の84%を言えるというお話もありましたが、県民の中にそういった意識づくりをする良い機会ではないかとも思います。県の森林環境税が立ち上がった際にはこのような議論が相当あったと思いますが、今は非常に関心が落ちてきているので、それをどのように巻き戻すのかが課題であり、論点になるのかなと思いました。

森林整備に関しても、位置づけを変えるという大きなご提案をいただきましたし、それによって議論が進んだようにも思います。

残りの事業をどう進めるかですが、以前から申し上げているようにも思いますが、大きなお金が来るようになったので、自治体内でできる事業は自治体でやるけれども、教育やシカの問題や人づくりなどといった、自治体を越えてしまった問題や、スケールメリットがありそれぞれの自治体でやるよりも大きな規模でやる方が良い事業があり、そういった、自治体の境界と、スケールメリットといったものが森林環境譲与税と県の森林環境税を分けるのに1つの基準になるのではないかと考えています。

これから先、短い時間で設計の話に移ると思います。今後とも委員の方々にお集まりいただき、お話をしてもらおうことになるかと思っています。よろしくお願いいたします。

(林業振興・環境部長)

本日は、熱心なご議論と有意義なご提案をいただき、ありがとうございました。最後に委員長におまとめいただいた内容は、非常に参考になりました。

また、ソフト面の事業に関する、このようなことをやった方が良いのではないか、このようなことが必要なのではないかというご意見は、森林のベースロードになる部分をしっかりやるべきだと受け止めましたし、大きな話にはなりますが、これにより何を指すのかが見える化しないといけないと思いつつ、これまでは林業全体として目標を立て、その中で公益的機能を発揮するための事業をしていくという整理をしてきましたので、引き続き今日のご意見を踏まえまして、検討を続けさせていただきたいと考えています。

また、来年度早々にもお集まりいただき、ご意見を賜ればと考えています。

本日は大変ありがとうございました。